

継続

原議保存期間	10年(令和18年3月31日まで)
有効期間	一種(令和19年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長  
各 道 府 県 警 察 本 部 長  
(参考送付先)  
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長  
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警 察 庁 丁 規 発 第 6 8 号  
令 和 8 年 3 月 3 1 日  
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の施行に伴う交通警察の対応について(通達)

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和2年法律第18号。以下「法」という。別添1)が令和2年4月17日に公布、同年5月1日に施行され、これに伴い、同日、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。別添2)が策定されるとともに、令和2年5月29日に文化庁及び観光庁から各都道府県知事等に対して文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律運用指針(以下「運用指針」という。別添3)が発出された。

法、基本方針及び運用指針のうち交通警察に係る部分、対応上の留意事項等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の内容については、文化庁と協議済みである。

記

第1 法の趣旨

文化及び観光の振興並びに地域の活性化を図る上で文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪の促進が重要となっていることに鑑み、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣による基本方針の策定並びに拠点計画及び地域計画の認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めるものである。

第2 概要等

1 定義(法第2条関係)

(1) 法において、「文化観光拠点施設」とは、文化資源の保存及び活用を行う施設（以下「文化資源保存活用施設」という。）のうち、主務省令で定めるところにより、国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう当該文化資源の解説及び紹介をするとともに、当該文化資源保存活用施設の所在する地域に係る文化観光の推進に関する事業を行う者（以下「文化観光推進事業者」という。）と連携することにより、当該地域における文化観光の推進の拠点となるものをいうこととされた。

(2) 法において、「文化観光拠点施設機能強化事業」とは、文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に資する事業であって、次に掲げるものをいうとされた。

ア 文化資源保存活用施設における文化資源の魅力の増進に関する事業

イ 文化資源保存活用施設における情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他の国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資する措置に関する事業

ウ 文化資源保存活用施設に来訪する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進その他の文化資源保存活用施設の利用に係る文化観光に関する利便の増進に関する事業

エ 文化資源保存活用施設が保存及び活用を行う文化資源に関する工芸品、食品その他の物品の販売又は提供に関する事業

オ 国内外における文化資源保存活用施設の宣伝に関する事業

カ アからオの事業に必要な施設又は設備の整備に関する事業

キ その他文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に資する事業として主務省令で定めるもの

(3) 法において、「地域文化観光推進事業」とは、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業であって、次に掲げるものをいうとされた。

ア 地域における文化資源の総合的な魅力の増進に関する事業

イ 地域内を移動する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進その他の地域における文化観光に関する利便の増進に関する事業

ウ 地域における文化観光拠点施設その他の文化資源保存活用施設と飲食店、販売施設、宿泊施設その他の国内外からの観光旅客の利便に供する施設との連携の促進に関する事業

エ 国内外における地域の宣伝に関する事業

オ アからエの事業に必要な施設又は設備の整備に関する事業

カ その他文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業として主務省令で定めるもの

## 2 拠点計画（法第4条関係）

### (1) 法の概要

文化資源保存活用施設の設置者は、基本方針に基づき、主務省令で定めるところにより、文化観光拠点施設機能強化事業を実施しようとする文化観光推進事業者と共同して、その設置する文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に関する計画（以下「拠点計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとされた。

### (2) 基本方針の概要（交通警察関係）

拠点計画に基づき行われる展覧会の実施により渋滞が発生し得る場合等は、当該計画の作成や認定に際し、関係機関に対して事前に十分な協議が必要であるとされた。

### (3) 運用指針の概要（交通警察関係）

拠点計画に記載された事業の実施によって、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項の規定により都道府県公安委員会において交通の規制を実施し、若しくは変更することが必要となる可能性がある場合又は自動車交通の集中による渋滞の発生等の道路に関する課題が生じるおそれがある場合には、拠点計画を作成する際に、事前に関係する都道府県公安委員会と協議を行うとともに、主務大臣が当該計画を認定するに当たり、事前に関係する都道府県公安委員会と協議を行うこととされた。

### (4) 対応上の留意事項

(2)及び(3)のとおり、拠点計画の作成段階及び主務大臣による当該計画の認定段階において、文化資源保存活用施設の設置者又は主務大臣と関係する都道府県公安委員会との間で事前に協議が行われることとなるから、当該協議を受けた場合には、交通流等の交通実態及び施設等の設置による交通の安全と円滑への影響等を勘案の上、交通管理上必要な意見を申し入れること。

## 3 協議会（法第11条関係）

### (1) 法の概要

ア 市町村又は都道府県は、単独で又は共同して、当該市町村又は都道府県の区域内について、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な協議を行うた

めの協議会（以下単に「協議会」という。）を組織することができることとされた。

イ 協議会は、次に掲げる者をもって構成することとされた。

(ア) 当該市町村又は都道府県

(イ) 当該市町村又は都道府県の区域に所在する文化観光拠点施設その他の文化資源保存活用施設の設置者

(ウ) 当該市町村又は都道府県の区域に係る文化観光推進事業者

(エ) 関係する住民、学識経験者、商工関係団体その他の当該市町村又は都道府県が必要と認める者

ウ 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとされた。

## (2) 対応上の留意事項

(1)イ(エ)のとおり、協議会の構成員には都道府県公安委員会が含まれ得るところ、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画（以下「地域計画」という。）の作成段階から交通に与える影響等について検討することは交通管理上有益であることから、協議会への参画を求められた場合等にあつては、積極的に対応し、交通管理上必要な意見を申し入れること。

また、(1)ウのとおり、協議会から、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求められることも想定されるところ、適切に対応すること。

## 4 地域計画関係（法第12条関係）

### (1) 法の概要

協議会において、基本方針に基づき、主務省令で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村又は都道府県の区域内について、地域計画を作成したときは、当該市町村又は都道府県、当該地域計画において中核とする文化観光拠点施設の設置者及び当該地域計画に記載された地域文化観光推進事業の実施主体である文化観光推進事業者は、共同で、主務大臣の認定を申請することができることとされた。

### (2) 基本方針の概要（交通警察関係）

地域計画に基づき、文化観光拠点施設の周辺にある都市公園、道路、港湾においてオブジェ等を設置する場合や地域計画に基づき行われる展覧会の実施により渋滞が発生し得る場合等は、当該計画の作成や認定に際し、関係機関に対して事前に十分な協議が必要であり、そのような協

議がなされたときは、関係機関は、オブジェ等の設置に係る手続の円滑化等に配慮することとされた。

特に、オブジェ等を設置しようとする場合は、地域計画においてオブジェの設置場所及び期間、工事が必要な場合はその内容を記載することが必要とされた。

(3) 運用指針の概要（交通警察関係）

ア 地域計画に記載された事業の実施によって、道路交通法第4条第1項の規定により都道府県公安委員会において交通の規制を実施し、若しくは変更することが必要となる可能性がある場合又は自動車交通の集中による渋滞の発生等の道路に関する課題が生じるおそれがある場合には、地域計画を作成する際に、事前に関係する都道府県公安委員会と協議を行うとともに、主務大臣が当該計画を認定するに当たり、事前に関係する都道府県公安委員会と協議を行うこととされた。

イ 都市公園、道路、港湾にオブジェ等を設置する際には、関係法令に基づく申請が必要であるが、事前に地域計画に記載をすることによって、関係者との速やかな調整を行うことが可能となると考えられるため、オブジェ等の設置を検討している場合には、地域計画において以下の事項を記載することが望ましいとされた。

(ア) 設置の目的

(イ) 設置期間

(ウ) 設置場所

(エ) オブジェ等の構造

(オ) オブジェ等の工事实施の方法

(カ) 工事時期

(キ) 復旧方法

(ク) (ア)から(キ)のほか、設置場所付近の見取図その他の補足事項

(4) 対応上の留意事項

ア (2)及び(3)アのとおり、地域計画の作成段階及び主務大臣による当該計画の認定段階において、協議会又は主務大臣と関係する都道府県公安委員会との間で事前に協議が行われることとなるから、当該協議を受けた場合には、交通流等の交通実態及び施設等の設置による交通の安全と円滑への影響等を勘案の上、交通管理上必要な意見を申し入れること。

イ (2)及び(3)イのとおり、地域計画には、道路等におけるオブジェ等の設置について記載され得るところ、当該計画の作成や認定段階にお

いて関係機関と事前に協議することにより、実際にオブジェを道路に設置するなどの際に必要となる手続の円滑化が期待されることとなる。

この点を踏まえ、オブジェ等の設置に係る記載のある地域計画の作成及び認定段階において、都道府県公安委員会に対する事前の協議がなされた場合には、主務大臣が地域計画を認定した後、オブジェ等の設置場所を管轄する警察署長が円滑に道路使用許可を行えるよう、各都道府県警察本部及び警察署が緊密に連携し、オブジェ等の設置場所の道路交通環境を踏まえ、設置方法等について交通の安全と円滑を図る観点から必要な意見をあらかじめ申し入れ、必要な協議・調整を行うなど、適切に対応すること。

**【継続措置状況】**

初回発出日：令和2年5月29日  
(有効期間：令和8年3月31日)

※ 別添省略